

費用の目安

※ あくまでも目安ですので、実際の請求額には、増減があり得ます。

相続（不動産登記）

報酬（10万円）＋登録免許税（固定資産評価額の1000分の4）＋α

＜含まれるサービス＞

①初回相談とお見積もり、②相続人及び相続財産の調査、③戸籍類等の資料の収集、③家系図の作成、④遺産分割協議書の作成、⑤法定相続情報一覧図の取得（＋1万5000円）、⑥登記申請（添付資料の作成を含む）、⑦登記識別情報や登記簿謄本の取得など

☞ 相続財産の種類・価額・数、相続人の数や状態、申請管轄数、相続の方法、裁判所手続きの必要性（3万円～）などの事情を総合的に考慮して、お見積りをいたします。標準的な相続の場合は、加算額は発生しません。また、加算額は、よほどの複雑な案件が複数申請でない限り、数万円程度に収まっています。

会社設立（商業登記）

報酬（10万円）＋公証人手数料（5万2千円）＋登録免許税（15万円）＋α

＜含まれるサービス＞

①初回相談とお見積もり、②定款案の作成、③公証人との調整、④登記の申請（添付資料の作成を含む）、⑤印鑑の届出、⑥登記簿謄本や印鑑カード等の取得、⑦会社実印等の作成（オプション）など

☞ 法人が発起人となる場合や、発起人等とのコミュニケーションが難しい場合、複雑な機関設計などの場合は、報酬額が加算されます。他の商業登記や契約書の作成は、3万円から承っております。会社の設立後のご相談もお待ちしております。まとめてご依頼があった場合であって、一定金額を超える場合には、割引の対象となります。

遺言（生前対策）

報酬（10万円）＋公証人手数料＋α

＜含まれるサービス＞

①初回相談とお見積もり、②推定相続人調査、③財産調査（財産目録の作成）、④家系図作成、⑤遺言書案の作成、⑥公証人との調整、⑦証人等の手配（オプション）など

☞ 複雑な案件の場合には、報酬額を加算する場合があります。任意後見契約や財産管理等委任契約の作成などの他の生前対策についても、お気軽にご相談ください。

※報酬額は、通常想定される価額であり、対象財産の評価額や作業時間などの諸条件により変動します。

※行政機関への手数料、諸費（郵送費・交通費等）、税金等は、別途かかります。

※公証人手数料や登録免許税は、対象財産の評価額に比例します。

※税務等に関しては、提携税理士等を紹介いたします（紹介料はいただきません）。

※関係資料を事前にご用意いただければ、より正確なお見積もりができます。

お見積もりは無料です。



MKリーガル 司法書士事務所

代表：香島征希（Masaki KASHIMA）

<https://www.mk-legal.org/>

TEL：03-6303-3954（留守番電話）

LINE：@742rfvdq

（※ HPからのお問い合わせは、24時間365日無休です。）

*報酬額等は、予告なしに変更される場合がございます。